
解 説

韓国の温泉法（2001）について

日本地科研究所
佐藤 幸二

On the Korean Hot Spring Law (2001)

Koji SATO
Nihon Chika Kenkyuusho

先に本誌第 51 巻で紹介した韓国の温泉法は、2000 年 1 月に改正されたものであったが、その後 2001 年 1 月に一部改正が行われた。“温泉地区”が“温泉源保護地区”と改称されたり、より細かい規定や明確な規定が追加された。表題にいう温泉法（2001）は、2001 年 1 月に改正された温泉法という意味である。

条文の題目を以下に挙げると次のようになる。各条ごとに改正の有無や新設などを記したが、“温泉地区”から“温泉源保護地区”への改称のみの場合は省略した。

- 第 1 条（目的）
- 第 2 条（定義）
- 第 3 条（温泉源保護地区の指定等） 一部改正
- 第 3 条の 2（温泉専門機関の登録取消し等） 新設
- 第 4 条（温泉孔保護区域の指定等） 一部改正
- 第 4 条の 2（温泉源保護地区等の指定手続きの履行等） 新設
- 第 5 条（適用の排除） 一部改正
- 第 6 条（保養温泉の指定）
- 第 7 条（温泉開発計画） 一部改正
- 第 7 条の 2（温泉開発面積の算定基準等） 新設
- 第 8 条（掘削許可） 一部改正
- 第 9 条（掘削許可の制限等） 一部改正
- 第 10 条（原状回復義務等）
- 第 11 条（動力装置設置の許可）
- 第 12 条（温泉湧出目的外の土地掘削制限）
- 第 13 条（温泉の利用許可） 一部改正
- 第 13 条の 2（浴用温泉水の水質基準等） 新設
- 第 14 条（利用許可の取消しあるいは制限）
- 第 15 条（水質検査及び成分検査）

- 第 16 条 (温泉の共同給水)
- 第 17 条 (温泉発見者の申告等) 一部改正
- 第 18 条 (温泉の優先利用許可等) 一部改正
- 第 19 条 (温泉資源の保全・管理) 一部改正
- 第 20 条 (温泉従事者教育)
- 第 21 条 (立入検査等)
- 第 22 条 (聴聞)
- 第 23 条 (手数料)
- 第 24 条 (罰則)
- 第 25 条 (罰則) 一部改正
- 第 26 条 (罰則) 一部改正
- 第 27 条 (罰則)
- 第 28 条 (両罰規定)
- 第 29 条 (過怠料)
- 附則

この温泉法の改正に伴って、2001 年 6 月に温泉法施行令及び温泉法施行規則も改正されたが、ここでは省略する。上記の温泉法をも含めて、詳細は佐藤の“韓国の温泉法”(温泉工学会誌 Vol. 28, No. 1 (2002)) および“韓国の温泉法, 2001”(温泉工学会誌に投稿中)を参照されたい。

温泉法施行規則には、別表 (1, 1 の 2, 1 の 3, 2~5), 別紙 (第 1 号, 第 1 号の 2~4, 第 2~6 号, 第 9~16 号) が規定されている。

別表, 別紙は次のようになっている。

- 別表 1 温泉専門機関の登録基準
- 別表 1 の 2 温泉専門機関の登録取消し及び営業停止処分基準
- 別表 1 の 3 温泉開発面積の算定基準
- 別表 2 温泉利用業所の表示
- 別表 3 温泉浴用水の水質基準及び水質検査方法
- 別表 4 水質検査及び成分検査の検査機関・検査周期及び検査項目
- 別表 5 温泉孔検査方法及び検査報告書作成項目
- 別紙第 1 号書式 温泉源保護地区指定 (変更) 申請
- 別紙第 1 号の 2 書式 温泉専門機関登録申請書
- 別紙第 1 号の 3 書式 温泉専門機関登録台帳
- 別紙第 1 号の 4 書式 温泉専門機関登録証
- 別紙第 2 号書式 温泉孔保護区域指定承認申請
- 別紙第 3 号書式 土地掘削等許可 (変更許可) 申請書
- 別紙第 4 号書式 動力装置設置 (変更) 許可申請書
- 別紙第 5 号書式 地下水開発許可申請書
- 別紙第 6 号書式 温泉利用許可申請書
- 別紙第 9 号書式 水質 (成分) 検査申請書
- 別紙第 10 号書式 温泉発見申告書
- 別紙第 11 号書式 温泉管理台帳
- 別紙第 12 号書式 許可証

- 別紙第 13 号書式 温泉立入検査員証
- 別紙第 14 号書式 過怠料納付通知書
- 別紙第 15 号書式 過怠料納付督促状
- 別紙第 16 号書式 過怠料収納簿

上記にいう水質検査は大腸菌群の検査を意味している。
別表、別紙のうちのいくつかを示す。

〔別表 1〕

温泉専門機関の登録基準（第 3 条の 2 関連）

1. 専門員

ア. 次の 1 に該当する者 1 名以上

- (1) 応用地質技術者あるいは地球物理技術者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に 5 年以上従事した者
- (2) 応用地質・地球物理あるいは、それと類似した分野の学士以上の学位所持者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に博士学位の場合 5 年、修士学位の場合 7 年、学士学位の場合 10 年以上従事した者

イ. 応用地質あるいは地球物理専攻の学士以上の学位所持者として、温泉孔調査あるいは温泉賦存量調査業務に 3 年以上従事したもの 2 名以上

ウ. 化学分野専門の学士以上の学位所持者として、温泉あるいは地下水分析業務に 5 年以上従事した者 1 名以上

2. 装備

ア. 物理探査及び検層装備

イ. 水素イオン濃度、水温、電気伝導度、全溶解物質等の検査のための簡易水質測定装備
(現場で使用可能な装備であること)

ウ. 水位測定装備

エ. 水量測定装備

オ. 野外水質分析装備

〔別表 1 の 3〕

温泉開発面積の算定基準（第 4 条の 2 関連）

$$\text{温泉開発面積 (m}^2\text{)} = 66.2 \times 1 \text{ 日適正揚水量 (トン)}$$

※ 備 考

1. 1 日適正揚水量は第 13 条第 2 項第 2 号後段によって、72 時間の間の揚水量のうち、最後の 24 時間の間の揚水量を基準として算定する。
この場合、水位降下は 100 m 以内でなければならない。
2. 温泉開発地域の土地が温泉開発者の所有である場合 100% の範囲内で追加して開発することが出来る。

〔別表 4〕

水質検査及び成分検査の検査機関・検査周期及び検査項目
(第 12 条第 1 項関連)

区 分	検 査 機 関	検 査 周 期	検 査 項 目
水 質 検 査	市長・郡守・区庁長 (市・道の保健環境研 究院に依頼して行うこ とができる)	年 1 回以上	人体への害の有無 (飲用許可を受けた 場合には飲用に適合 するか否かを含む)
成 分 検 査	令第 3 条第 1 項の規定 による温泉専門機関	5 年ごとに 1 回以上 (市長・郡守・区庁長 が必要と認めた場合に は、検査周期前に職権 として検査を実施する ことができる)	1. 主要成分 2. 温度 3. 利用による効果 4. 利用に際しての 注意事項

〔別紙第1号書式〕 第2条関連

機 関 名				
〒 - 住所 / 電話 () - ファクス -				
担当部署名 : 担当者				
文書番号				
受 信 :		施 行 日 : (受信処保存期間)		
参 照 :		発信名義 : 印		
題 目 : 温泉源保護地区指定 (変更) 申請				
申 請 内 容	①位 置			
	②面 積			
	③指 定 (変更)の 理 由 と 効 果			
	④温 度	℃	⑤成 分	
	⑥賦 存 量		⑦適 正 揚 水 量	トン/日
具備書類 (各1部) 1. 温泉開発計画の概要 2. 地理的条件及び将来利用客増加展望 3. 温泉源保護地区として指定 (変更) しようとする理由 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">(市長・郡守・区庁長の意見を含む)</div> 4. 予定地区内の土地に対する調書及び図面 (地籍図及び林野図) 5. 予定地区内の温泉資源に関する温泉専門機関の検査 (賦存量・適正揚水量を含む、 2~3ヶ孔以上の掘削) 6. 予定地区面積の妥当性及び温泉の経済性検討結果報告書 7. 他の地域開発計画との関連性				

温泉現況	温泉孔	温泉数	利用許可孔数	未許可孔数 (廃孔数)	深度 (最高～最低)	地表からの 水位 (最高～最低)	孔内安定水位 (最高～最低)			
	温度及び 水量	温度 (最高～最低)	可採水量 (トン/日)	許可可能量 (トン/日)	利用許可量 (トン/日)	泉質 (主要成分)	飲用の 可否			
	効能									
利用現況	利用客			1日最大 収容能力	利用施設					
	1日最大	1日平均	年間 利用客		計	ホテル	旅館	浴場	その他	
温泉資源 保全管理	温泉資源調査実績			水質検査及び成分検査実績		水文観測施設設置状況				
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査周期 ・調査機関 ・調査結果 			<ul style="list-style-type: none"> ・検査周期 ・検査機関 ・検査結果 		<ul style="list-style-type: none"> ・水位測定装置 ・流量計 ・温度計 				
温泉資源保 全管理措置 状況										

これらの温泉法に従っての温泉開発手順は表のようになる。

温泉開発手順

①温泉兆候調査・試錐
(個人)

- 温泉法による土地掘削許可(法第8条)を受けて試錐
土地用途によって開発法(地下水法等)上の許可を得る。

②温泉発見の申告
(発見者→市長・郡守・区庁長)

- 発見申告孔について温泉孔検査及び水質検査
 - ・専門検査—温泉専門検査機関
 - 深度, 孔径, 水温, 1日適正揚水量, 水質, 泉質, 利用効果等
 - ・水質検査(市・道の保健環境研究院等)
 - 人体への害の有無

③温泉発見申告の受理
(市長・郡守・区庁長)

- 基準に適合し、温泉開発・利用の価値があると認められた場合は、申告を受理

申告受理基準

- ・地表上での温度25℃以上, 人体に害がない場合
- ・1日適正揚水量 300トン 以上
- ・近隣温泉及び地下水孔に対する影響の有無
- ・温泉開発に困る環境汚染等、公益上の被害の有無
- ・温泉需要の展望及び周辺要件、温泉発見申告者の土地所有現況等

④温泉源保護地区の指定
(温泉孔保護区域の指定)
(市長・郡守申請→市・道知事指定)

- 温泉資源調査(温泉専門機関)
 - 温度・水質及び成分, 賦存量, 1日適正揚水量
 - 温度源賦存実態及び変化状況等
- 温泉予定地区面積についての妥当性の分析
 - 先に、土地掘削許可及び動力装置設置許可
 - 温泉源保護及び開発適正面積算定(温泉水トン当り20坪)

⑤土地用途別の措置
(市長・郡守→市・道知事)

- 一般地域—国土利用管理法による準都市地域に用途変更
- 都市計画地域—都市計画法による遊園地施設の決定
または商業地域に変更
- 自然公園区域—自然公園法による集団施設地区に用途変更
※環境影響評価等、開発法と関連する事項について協議を行う

⑥温泉開発計画の策定
(市長・郡守または事業者申請
→市・道知事承認)

- 環境影響評価協議等温泉開発関連法規と連係して処理する

開発計画に含まれる事項

- ・温泉の採水計画, 温泉地区の土地利用計画
- ・温泉地区内の温泉利用施設を設置する地域についての開発計画
- ・温泉管理計画, 周辺環境整備計画

⑦温泉水の利用許可等
(市長・郡守・区庁長)

- 温泉法による許可—温泉利用許可
- 建築法等による建築許可
- 温泉利用施設の設置等の開発を推進

⑧温泉の利用及び管理

- “温泉水利用許可基準”の策定と運営—管理条例を制定する
- 必要であれば共同給水制を勧奨する(個人所有)、責任給水体制網を構成・運営する。

温泉法・温泉法施行令・温泉法施行規則のいろいろな所に出てくる温泉専門機関は、2000年までに次の8機関が申告・登録されている。

1. 農業基盤公社 京畿道
2. 韓国地質資源研究院 大田市
3. 大韓鉱工業振興公社 ソウル市
4. 韓国水資源公社 大田市
5. 韓国中央温泉研究所 ソウル市
6. (株)ハナ エンジニアリング 蔚山市
7. (株)韓国建業エンジニアリング 京畿道
8. (株)世紀総合技術公社 忠清南道

最後に、2001年1月末現在の韓国の温泉現況を表にして示す。

なお、最近 京畿道江華郡の席毛島という小島で極めて高温のNa-Cl泉が、花崗岩中の掘削によって毎分ほぼ1トン自噴し、済州道(済州島)の西部でも泉温40℃を越えるNa-HCO₃泉(CO₂を伴う)が湧出した。

温泉現況 (2001 年 1 月末現在)

市・道	個 所	温泉発見		指定温泉源保護地区				指定温泉孔保護区域				開発計画策定地区	年間利用人員(千名)	指定面積 (千坪)	
		申告	受理	個所	利用中	施設	開発中	個所	利用中	施設	開発中			温泉源保護地区	温泉孔保護区域
ソウル市	8	1	3	1	1	3		3	3	3			1,170	45.3	12.3
釜山市	5		2	3	2	94	1						2,100	897.6	
大邱市	7		2	3	1	3	2	2	1	6	1	2	950	540.0	10.2
仁川市	6	1	4	1			1							274.4	
光州市	2			2	1	1	1					1	97	287.3	
大田市	1			1	1	49							7,357	282.5	
蔚山市	6		3	2	1	8	1	1			1	2	659	762.8	9.0
京畿道	35	3	16	14	2	9	12	2	1	1	1	6	2,856	4,104.3	12.0
江原道	27		13	11	5	21	6	3	1	3	2	6	2,692	4,872.5	8.0
忠清北道	14	1	3	10	6	37	4					4	3,907	5,722.9	
忠清南道	21		8	11	4	129	7	2			2	6	6,605	3,052.2	10.4
全羅北道	17	1	3	13	5	9	8					6	855	6,581.5	
全羅南道	8		3	4	3	27	1	1			1	3	2,171	1,227.6	9.0
慶尚北道	54	2	22	24	14	40	10	6	4	4	2	13	8,373	12,974.2	26.0
慶尚南道	31	5	17	7	3	44	4	2	1		1	4	4,750	3,715.4	10.8
済州道	7	3	2	2			2							1,138.0	
計	249	17	101	109	49	474	60	22	11	17	11	53	44,542	46,478.5	107.7